

市立函館病院医事業務委託仕様書

1 委 託 業 務

函館市病院局(以下「甲」という。)は次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、委託業務が患者に対する治療行為の一環であることを認識のうえ、別記1の市立函館病院医事業務等業務処理要領(以下「要領」という。)に基づき、誠実に遂行するものとする。

2 委 託 業 務 名 市立函館病院医事業務

3 委 託 期 間 令和8年(2026年)3月1日から令和11年(2029年)2月28日 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 業 務 内 容 市立函館病院医事業務等業務処理要領のとおり

市立函館病院事務局医事課